



令和7年度 分譲マンション省エネ型給湯器導入促進事業 事業説明会

東京都地球温暖化防止活動推進センター
(クール・ネット東京)



Contents

1

事業概要

2

申請の流れ・受付期間・特例措置・事前申込の概要・交付申請兼実績報告の概要

3

助成対象・設置場所

4

助成対象者

5

助成対象経費・助成金の交付額・交付決定兼確定通知

6

留意事項・Q&A・不備の例

Contents

1

事業概要

2

申請の流れ・受付期間・特例措置・事前申込の概要・交付申請兼実績報告の概要

3

助成対象・設置場所

4

助成対象者

5

助成対象経費・助成金の交付額・交付決定兼確定通知

6

留意事項・Q&A・不備の例

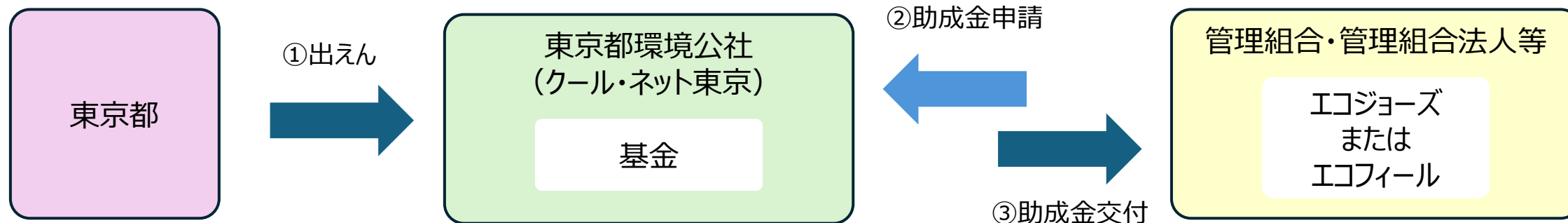
1

事業概要

事業の目的

「分譲マンション省エネ型給湯器導入促進事業」では、公社が都内の既存分譲マンションに新規で設置されるエコジョーズまたはエコフィールに対して、その経費の一部を助成することにより、導入促進を目的とするものです。

事業スキーム



本事業は、東京都の資金を原資としています。

1

事業概要

受付期間

令和7年度募集について

事前申込 : 令和7年5月30日 ~ 令和8年3月31日まで

交付申請兼実績報告 : 令和7年6月30日 ~ 事前申込日から1年以内

予算額

約702億円

※1. 予算超過の際は超過日をもって申請受付を終了します。

※2. 予算額は、「災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光普及拡大事業」の総額です。

Contents

1

事業概要

2

申請の流れ・受付期間・特例措置・事前申込の概要・交付申請兼実績報告の概要

3

助成対象・設置場所

4

助成対象者

5

助成対象経費・助成金の交付額・交付決定兼確定通知

6

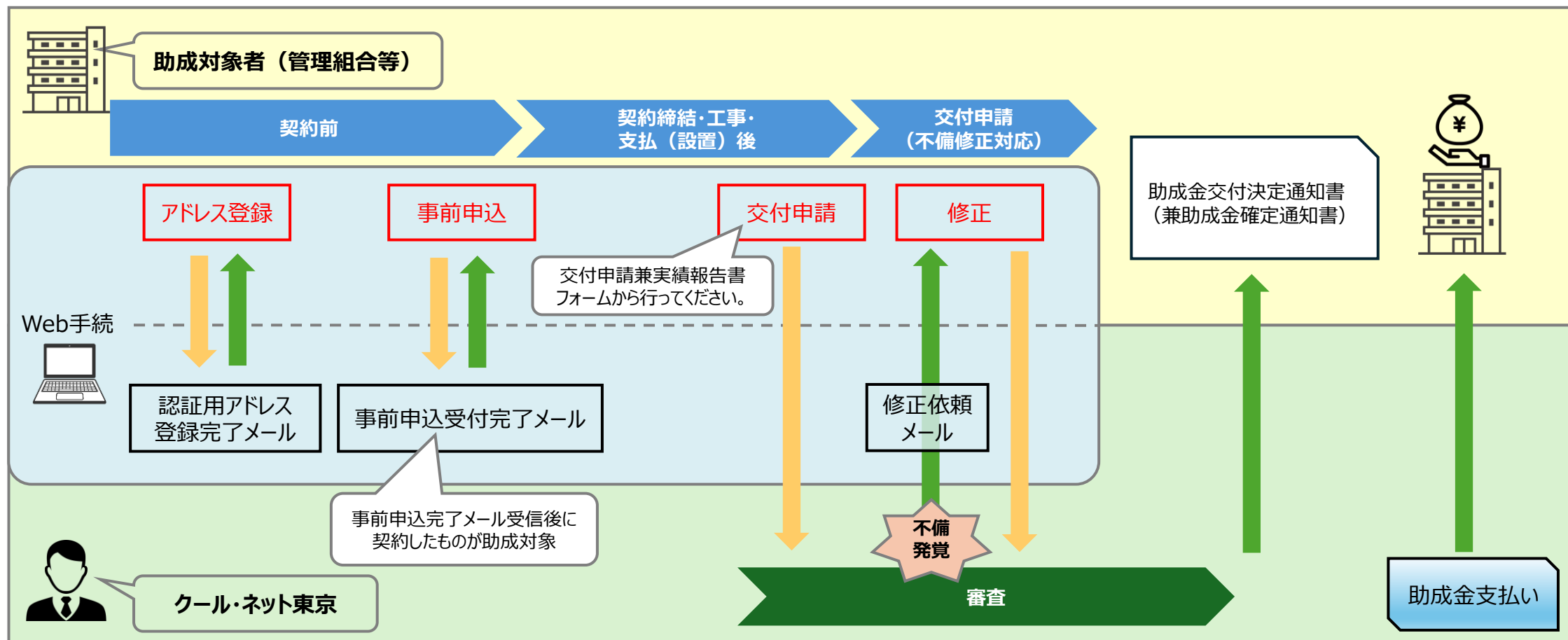
留意事項・Q&A・不備の例

申請の流れ・受付期間・特例措置・事前申込の概要・交付申請兼実績報告の概要

申請の流れ

助成金の手続きについての流れは以下となります。

事前申込 → 契約 → 設置工事 → 支払 → 交付申請 → （修正） → 交付決定 → 助成金受給



2

申請の流れ・受付期間・特例措置・事前申込の概要・交付申請兼実績報告の概要

令和7年度の提出について

原則として、受付は年度ごとに申請期間が決まっています。

事前申込 : **令和7年5月30日 ~ 令和8年3月31日まで**

交付申請兼実績報告 : **令和7年6月30日 ~ 事前申込日から1年以内**

※事前申込・交付申請兼実績報告ともに、締切は当日17時までとなります。

特例措置に関して

契約締結・設置工事を行った日が

令和7年4月1日 ～ 令和7年6月30日

の期間の場合、**令和8年3月31日までに事前申込**を行ってください。

ただし、「助成要件を満たすこと」が必須となります。

事前申込の概要

- **発注・工事契約前または、リース等の契約を締結前**に事前申込を行ってください。
※事前申込を受付した日より前に契約締結、工事した案件は、助成対象になりません。
- 事前申込時は、①事前申込書、②見積書、③誓約書を提出してください。
- 事前申込の有効期限は1年間です。
有効期限内に交付申請兼実績報告が行われなかった場合、事前申込は無効となります。
- 事前申込を廃止したい場合は、事前申込廃止フォームから申請してください。

本事業に係る手続きに関して公社では **原則電子申請** にて行っていただくことを推奨しています。

令和7年4月1日から令和7年6月30日までに契約締結又は契約締結及び工事を行った場合も助成対象になります。
その場合は、令和7年5月31日から令和8年3月31日までに事前申込を行ってください。

事前申込時の概要

事前申込時の注意事項

- 新規事業のため、本事業HP掲載の認証用メールアドレス登録フォームよりメールアドレスを登録してください。
本事業で申請された情報は認証されたメールアドレスに紐づき情報管理されますので、登録したメールアドレスは失念しないように、ご注意ください。
- 申請者氏名・申請者住所は、**本人確認書類と完全一致** させてください。
申請者住所について、本人確認書類が「一丁目3番5号」の場合は、申請データも「一丁目3番5号」と入力してください。
- 申請者住所と設置場所住所が完全一致しない場合には、『助成申請者住所と異なる』を選択してください。

交付申請兼実績報告の概要

- 事前申込をした上で交付申請兼実績報告をご提出ください。
- 交付申請兼実績報告は、設置写真等を提出する必要があります。
申請は必ず、**機器交換設置完了後**に行ってください。
- 次のいずれか早い日までに交付申請兼実績報告（第5号様式）**をご提出ください。**
 - （1）事前申込受付日から1年以内
 - （2）令和10年3月31日

本事業に係る手続きに関して公社では **原則電子申請** にて行っていただくことを推奨しています。

書類の不備について

公社が受付した申請書類、又は実績報告書類の全部もしくは一部について不備がある場合、**公社が修正を求めた日の翌日から起算して180日以内にご回答**をお願いいたします。

期日までにご回答いただけない場合は、その申請、又は報告の全部もしくは、その内の一部について申請、又は報告が撤回されたものとみなしますのでご注意ください。

Contents

1

事業概要

2

申請の流れ・受付期間・特例措置・事前申込の概要・交付申請兼実績報告の概要

3

助成対象・設置場所

4

助成対象者

5

助成対象経費・助成金の交付額・交付決定兼確定通知

6

留意事項・Q&A・不備の例

助成対象・設置場所

助成対象

助成対象となるものは、下記の助成要件をすべて満たすものとなります。

【助成対象機器】

エコジョーズ または エコフィール

【助成対象】

- ✓ 未使用品であること。
 - ✓ 都内の**既存分譲マンション**に**新規**で設置されたものであること。
 - ✓ 国が実施する**賃貸集合給湯省エネ事業**に登録されている製品 であること。
 - ✓ **住棟内の4分の3以上の住戸**において、**助成対象設備へ切り替える** こと。
- ただし、**既にエコジョーズまたはエコフィールを設置している住戸は総住戸数から除くことができる。**

※交付申請兼実績報告時までに個人で設置完了する住戸も総住戸数から除くことができます。

設置場所

- ✓ 助成対象になる未使用品のエコジョーズまたはエコフィールの設置場所は、**東京都内にある既存の分譲マンション**です。
- ※ 申請者住所と設置場所住所が、完全一致しない場合には、『助成申請者住所と異なる』を選択してください。

助成対象

【助成対象】

✓ 国が実施する **賃貸集合給湯省エネ事業に登録されている製品** であること。

※ 対象機器は「賃貸集合給湯省エネ事業」のホームページ、または本事業のホームページ、手引きに掲載しているURL等より、ご確認ください。

賃貸集合給湯省エネ事業 : <https://chintai-shoene2025.meti.go.jp/>



【助成対象】

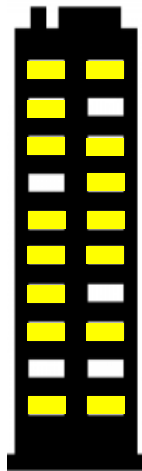
✓ 住棟内の4分の3以上の住戸において、助成対象設備へ切り替えること。

ただし、既にエコジョーズまたはエコフィールを設置している住戸は総住戸数から除くことができる。

※交付申請兼実績報告時まで個人で設置完了する住戸も総住戸数から除くことができます。

総住戸数を20戸とする場合

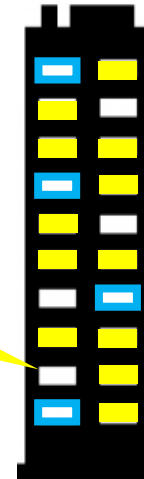
(例1)



本事業で交換：15戸

15戸／20戸中で
3／4以上が交換するため、**助成対象になる。**

(例2)



本事業で交換：12戸

既に設置済み：4戸

既に4戸設置済みのため、総住戸数は16戸にできる。
12戸／16戸中で、3／4以上が交換するため、**助成対象になる。**

併給可能な補助金について

- **地方公共団体（区市町村）による補助金の交付を受けることは可能です。**
- 助成対象設備について、**都及び公社の他の同種の助成金（家庭のゼロエミッション行動推進事業（東京ゼロエミポイント等））の交付を重複して受けることはできません。**

※ 地方公共団体（区市町村）の補助金によっては、東京ゼロエミポイントと併給可能なものがございます。
東京ゼロエミポイントを併給している場合、本事業の助成金の交付を受けることができませんので、ご注意ください。

Contents

1

事業概要

2

申請の流れ・受付期間・特例措置・事前申込の概要・交付申請兼実績報告の概要

3

助成対象・設置場所

4

助成対象者

5

助成対象経費・助成金の交付額・交付決定兼確定通知

6

留意事項・Q&A・不備の例

助成対象者（助成金申請の手引き 1.2 助成対象者（交付要綱第3条参照））

- 助成対象設備を **都内の既存分譲マンションに新規で設置する管理組合**
 - ※ 本事業では、分譲マンションにお住まいの個人の方は申請対象外です。
- 助成対象設備を都内の既存分譲マンションにリース等により個人又は法人に対して貸与する者（当該システムを貸与され使用している者と共同で助成金の交付に係る申請を行うものに限る。）
 - ※ リース等により対象機器を設置した場合は、当該設備の所有権を有するリース事業者等を助成対象者とします。

助成対象者（助成金申請の手引き 1.2 助成対象者（交付要綱第3条参照））

以下に該当する者は、助成対象外となります。

- 暴力団、暴力団員等
- 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの
- 税金の滞納がある方、刑事上の処分を受けたもの、その他の公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められないもの
- 国及び地方公共団体
- 助成対象機器の設置契約時にキャッシュバックキャンペーン等による金銭及びポイント等の還元があることを申告せずに、その分も対象経費として申請をおこなったもの

助成対象者の注意事項

- 事前申込時と交付申請時の助成対象者名は、原則、同一者となります。
- 助成対象者名は見積書の宛名・契約書の契約者・領収書の宛名・口座名義と一致している必要があります。
- 東京都以外にある管理組合等であっても、都内にエコジョーズ等を設置する場合は、申請可能です。
- 機器貸与者等に該当する場合は、機器使用者との契約において契約金額から助成金額分を控除するものとします。
- 交付申請時に、都及び公社が今後の施策検討するための情報を提供していただきます。また、その情報提供結果の統計について、都又は公社が公表することに同意いただくことが必要となります。

Contents

1

事業概要

2

申請の流れ・受付期間・特例措置・事前申込の概要・交付申請兼実績報告の概要

3

助成対象・設置場所

4

助成対象者

5

助成対象経費・助成金の交付額・交付決定兼確定通知

6

留意事項・Q&A・不備の例

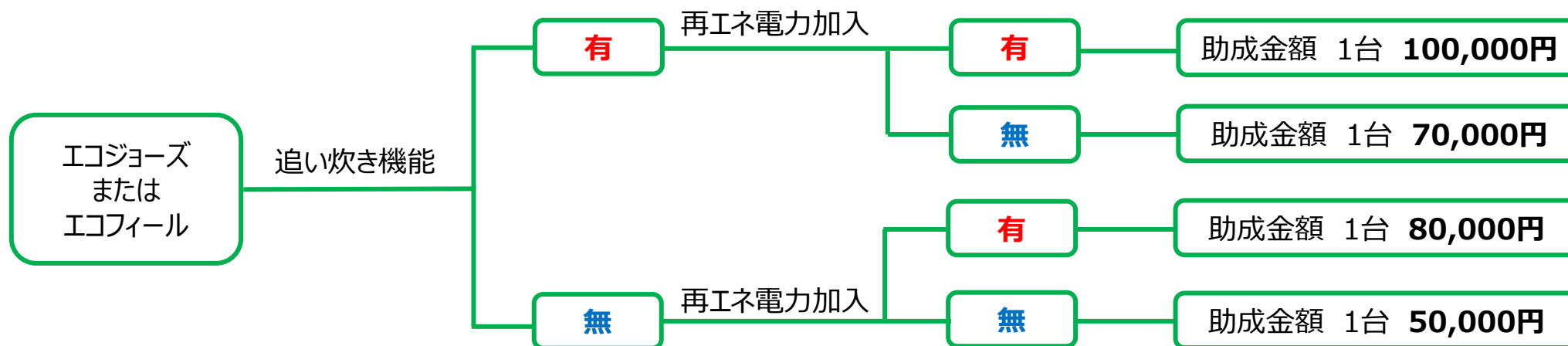
助成対象経費・助成金の交付額・交付決定兼確定通知

助成金の交付額

本助成金の交付額は、次に定める金額（千円未満切り捨て）とする。

- ア 追い焚き機能がある場合 1 台当たり 70,000円
イ 追い焚き機能がない場合 1 台当たり 50,000円
ウ 再生可能エネルギー電力を導入している場合 ア又はイに 30,000円を加えた額

※ 本助成金の交付額は、エコジョーズ及びエコフィール共に同額です。



助成対象経費・助成金の交付額・交付決定兼確定通知

助成対象経費

- **機器費**（**新規**設備機器の購入等に要する費用）
- **工事費**（**新規**に設置するための工事費用）

※ 機器費、工事費ともに消費税は除く

新規設置工事で実際に支払を行った費用のうち、助成金の交付対象となる経費は、公社が必要かつ適切と認めたものとします。なお、過剰な仕様であるものや当事業以外にも使用する経費は対象外となります。

助成対象 外 経費

エコジョーズ・エコフィール設置工事の契約時に、キャッシュバック（商品券・還元ポイントを含む）キャンペーン等がある場合は、その金額を除いてください。

助成対象経費・助成金の交付額・交付決定兼確定通知

再生可能エネルギー電力を導入する場合

次に掲げる再生可能エネルギー電力メニューを契約していること
※設置後、処分制限期間（6年間）の契約継続が必要です。

令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（再エネ電力と電気自動車や燃料電池自動車等を活用したゼロカーボンライフ・ワークスタイル先行導入モデル事業）
交付規程 別表3【再生可能エネルギー100%電力調達】①（2）に記載の
環境省が指定する再生可能エネルギー電力メニュー

対象メニューの確認は
こちら



環境省HP : <https://www.env.go.jp/air/100.html>

【手法2】再エネ電力メニューについて

再エネ電力メニューのうち、環境省による審査が行われた、再エネ100%電力メニューの一覧は、以下をご参照ください。

・[再エネ100%電力メニュー一覧【PDF：Ver.1.12.5：2025年5月9日更新】](#)

※随時更新中

HP内のPDFより現在募集している
再生可能エネルギー電力メニューをご確認ください。
※対象メニューは随時更新されます。

助成対象経費・助成金の交付額・交付決定兼確定通知

地方公共団体（区市町村）の補助金を併給する場合の注意事項

- ① 地方公共団体による補助金の交付を受ける場合、交付決定通知書等の提出が必須となります。
- ② 助成対象機器の設置に係る機器費及び工事費について、地方公共団体（区市町村）による補助金の交付を受ける場合は、当該補助金と本事業の助成金交付額の合計額が助成対象経費を超えない範囲において交付します。
※ 助成金支払い後、合計額が助成対象経費を超えた場合は、超過した額を公社の請求に基づき返還する必要があります。
- ③ 地方公共団体からの補助金の交付額確定前に、東京都に申請した場合など、都の交付決定通知後の助成金申請金額の増額の変更は受付できません。
- ④ 地方公共団体の補助金交付先が、本事業の助成対象者と異なる場合であっても、最終的に地方公共団体の補助金を享受する者が、本事業の助成対象者と同一であれば、本事業と併給しているものとみなします。

交付決定兼額確定通知書について

- **助成金交付決定通知は、原則助成対象者宛に封書を郵送します。**
- 助成金の支払いは、1 か月から 2 か月程度で行います。

Contents

1

事業概要

2

申請の流れ・受付期間・特例措置・事前申込の概要・交付申請兼実績報告の概要

3

助成対象・設置場所

4

助成対象者

5

助成対象経費・助成金の交付額・交付決定兼確定通知

6

留意事項・Q&A・不備の例

管理組合（法人）理事長確認の書類

助成対象の分譲マンションの理事長を証明するものとして、理事長選任時の議事録を提出してください。
該当箇所をマーカーで明示してください。

管理組合（法人）理事長、リース事業者 本人確認書類

事前申込時に提出いただいた **氏名・住所の記載は、本人確認書類と全く同じ**にしてください。

※本人確認書類で「一丁目3番地5号」と記載されている場合は、申請住所も「一丁目3番5号」と統一してください。

工事請負契約書・売買契約書

契約書に交換・撤去工事の記載がある場合、それらの費用は **助成対象外経費** となりますので、新設工事と区別して表示してください。

助成対象経費明細書

領収書とは別に、機器費・工事費をまとめた『助成対象経費明細書』を作成してください。
 その他、メーカー名・製品型番・製造番号・地方公共団体補助金の申請状況等を
 申請住戸数分まとめてください。

※ 「追い焚き機能の有無」・「再生可能エネルギー電力メニュー契約の有無」は
 助成額確認に係る重要事項のため、記入漏れなきよう、ご注意ください。

※ 『助成対象経費明細書』は公社指定の様式にて、必ずご提出ください。

助成対象経費明細書										申請済み、申請予定の 他助成金名を入力してください。		ブルダウから 再エネ電力メニューのご契約有無を 選択してください。	
申請する部屋番号を 全て記入してください。	ブルダウから 機器種別を選択してください。	ブルダウから 追い焚き機能の有無を 選択してください。	ブルダウから 保証書の提出有無を 選択してください。	申請済み、申請予定の 他助成金名を入力してください。	ブルダウから 再エネ電力メニューのご契約有無を 選択してください。								
機器費	メーカー名	製品型番	製造番号	機器費(円)	工事費(円)	保証書提出の有無	申請済み、申請予定の 他助成金名	申請済み、申請予定の 他助成金の補助金額	申請済み、申請予定の 他助成金の補助金額	申請済み、申請予定の 他助成金の補助金額	申請済み、申請予定の 他助成金の補助金額	申請済み、申請予定の 他助成金の補助金額	申請済み、申請予定の 他助成金の補助金額
1	301	2209-1	1234-ABC	1234	500,000	あり							
2		2209-1			800	あり							
3		2209-1			800	あり							
4	305	2209-1	ABC-123	12345-11	300,000	なし							
5	302	2209-1	ABC-123	12345-22	300,000	なし							
306													
307													
308													
309													
310													
311													
312													
313													
314													
315													
316													
317													
318													
319													
320													
321													
322													
323													
324													
325													
326													
327													
328													
329													
330													
331													
332													
333													
334													
335													
336													
337													
338													
339													
340													
341													
342													
343													
344													
345													
346													
347													
348													
349													
350													
351													
352													
353													
354													
355													
356													
357													
358													
359													
360													
361													
362													
363													
364													
365													
366													
367													
368													
369													
370													
371													
372													
373													
374													
375													
376													
377													
378													
379													
380													
381													
382													
383													
384													
385													
386													
387													
388													
389													
390													
391													
392													
393													
394													
395													
396													
397													
398													
399													
400													

表紙に明記した合計金額と
一致しているか、ご確認ください。

※表紙に記入した機器費・工事費
合計が一致しない場合は、ご確認下さい。

【必須】総住戸数を記入してください。
※既にエコエース等を設置済みの住戸数は除いてください。

自動計算されるため、
入力しないでください。

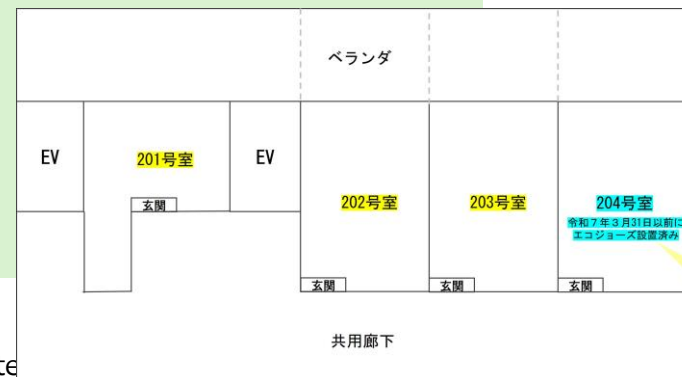
ご提出前に記入漏れや誤記がないことをご確認ください。
※不備があった場合は再度ご提出をお願いいたします。

建物の全景写真

対象機器を設置する建物の全景写真を提出してください。
 ※Google map等、WEB上の写真は認められません。

分譲マンションであることが確認できる書類 平面図（すべての階、全体）

- 申請を行う分譲マンション全体、全ての階が確認できる平面図をご用意してください。
- ※ 棟が複数あり、対象機器を設置しない棟がある場合、設置しない棟分も含め、全てをご用意してください。（総住戸数を確認するため）
 - ※ 平面図に部屋番号を記入してください。
 - ※ 助成対象機器を交換設置した住戸、既にエコジョーズ等を設置している住戸をそれぞれ明示してください。
 - ※ **表紙に『助成対象設備を設置する住宅の住戸数証明書』を添えてください。**
 - ※ **『助成対象設備を設置する住宅の住戸数証明書』は**
公社指定の様式にて、必ずご提出ください。

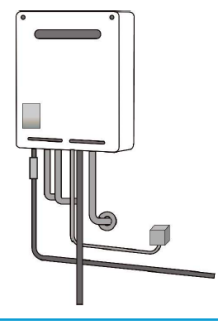
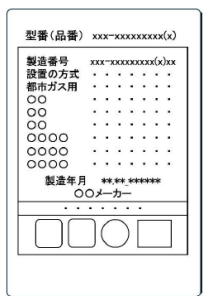


『平面図 例』

留意事項・Q&A・不備の例

玄関ドア／部屋番号／設置状況／銘板 写真台紙

- 玄関ドア／部屋番号：1枚の写真に1つの玄関ドア、部屋番号が入るように撮影してください。
※部屋番号は、情報が確認できるように、別途ズーム写真を添付いただいても問題ございません。
 - 設置状況：設置後の状況を撮影してください。
 - 銘板：型番（品番）、製造番号が明確に読み取れるように撮影してください。
- ※『写真台紙 表紙／本紙』は公社指定の様式にて、必ずご提出ください。

令和7年度 分譲マンション省エネ型給湯器導入促進事業 写真台紙【本紙】		
部屋番号 101 該当部屋番号を記入してください。		
玄関ドア写真	設置画像	銘板写真
		
・複数のドア・部屋番号が写らないようにしてください。 ・部屋番号が明確に読み取れる精度で撮影できない場合は拡大画像をシート内に別途添付してください。	・交換完了後のものを撮影してください。 ・対象機器が設置した場所が分かるような写真としてください。 ・対象機器を覆うカバーを設置する場合は、カバーで覆う前、またはカバーを開けた状態で対象機器がはっきり確認できるようにして撮影してください。	・交換完了後のものを撮影してください。 ・型番（品番）と製造番号の表示が欠けていない、アルファベットや数字等が明確に読み取れる精度の写真を出してください。 ・雨水やフラッシュ等で、銘板記載情報が読み取れない場合が多くございますので、ご注意ください。

『写真台紙 本紙』

留意事項・Q&A・不備の例

地方公共団体（区市町村）の助成金の交付決定通知書

- 地方公共団体の補助金と、本事業の助成金の合計が助成対象経費を超えない範囲での交付となりますので、申請状況に合わせて、提出書類をご用意ください。
補助金が交付されている場合 : 交付決定通知書
補助金を申請中、申請予定の場合 : 補助金額が分かるホームページやリーフレットの写し 等

再生可能エネルギー電力メニュー契約を証明する書類

- 契約内容がはっきり分かる書類をご用意ください。
- ※ 「契約住所と設置場所住所が一致していること」等をご確認ください。

Q&A ー申請前の確認事項ー



個人申請は可能か。

本事業の助成対象者は「**管理組合、管理組合法人、リース事業者**」になります。
分譲マンションにお住まいの**個人の方は申請対象外**になりますので、管理組合等にご相談ください。



エコジョーズ等を共用部化せず、区分所有の場合においても、助成金の対象となりますか。

共有部・区分所有での識別はありません。
各住戸（世帯）にある、エコジョーズ・エコフィールを一斉交換した経費を
管理組合としてまとめて申請ください。



Q&A ー申請前の確認事項ー



申請は事業者が行うことも可能か。

手続き代行者等による申請も可能です。



手続き代行が申請を行う場合、振込先の口座はどちらになるか。

振込先は申請者名と同一の口座名義のものをご用意してください。



手続き代行が申請を行う場合、申請者種別は何を選択したらよいのか。

申請者種別は管理組合・管理組合法人・リース事業者の中から、申請者に合わせて選択してください。
手続き代行に関する確認は別途ございますので、その際に手続き代行業者の情報を記入してください。



Q&A ー申請前の確認事項ー



既に設置されている給湯器がエコジョーズやエコキュート等のエコタイプ仕様でも申請可能か。

既設機器に対する性能要件はございません。



1つの住戸につき、複数台の申請は可能か。

1つの住戸につき、複数台の申請は可能です。
領収書内訳書、助成対象経費明細書、平面図等で
複数台設置の旨を明記し、設置状況画像、銘板画像を台数分撮影してください。
その他の提出書類も交換台数分をご提出ください。



申請住戸数は総住戸の3/4以上を満たすこととの事ですが、端数は切り捨て、切り上げでしょうか？

端数は切り上げとなります。
(例) 総住戸数50戸の場合、3/4は37.5戸となりますが、この場合の申請住戸数は38戸以上となります。



Q&Aー申請前の確認事項ー



住棟内というのは複数棟物件の場合、棟単位と考えていいか。

本事業での総住戸数は、「全て棟の全住戸」となりますので、棟単位では申請できません。
仮に住戸数10戸の棟が3棟ある分譲マンションの場合、30戸が総住戸数となります。



個人で設置契約をしたエコジョーズ等は助成対象になりますか。

個人で設置契約等を交わしたものは、助成対象外です。
既設住戸は総住戸数から除いて申請いただくことができます。



事業者登録は必要でしょうか。

事業者登録は不要です。



事前申込に添付する見積書は公社指定の様式を使用しなければならないか。

公社指定様式以外でも問題ございません。



Q&A—申請前の確認事項—



他の補助金／助成金との併用は可能か。

●国が実施している助成金

賃貸集合給湯省エネ事業：助成対象者が「賃貸集合住宅の所有者等」となります。

賃貸集合住宅の所有者が分譲マンションの管理組合に相談し、
助成要件を満たす形での申請のみ、併用は可能です。

子育てグリーン住宅支援事業：併用は可能です。

●都及び公社の他の同種の助成金

都及び公社の他の同種の助成金（東京ゼロエミポイント等）の交付を併用することはできません。

●地方公共団体の補助金

地方公共団体の補助金とは併用可能です。

※地方公共団体（区市町村）の補助金によっては、東京ゼロエミポイントと併用可能なものがございます。

東京ゼロエミポイントを併用している場合、本事業の助成金の交付を受けることができません。

※併用している、併用予定の場合は、地方公共団体の補助金を受給していることが分かる資料を
交付申請兼実績報告にてご提出ください。



Q&Aー申請前の確認事項ー



再生可能エネルギー電力メニューの契約は、事前申込時点で契約している必要があるか。

事前申込時点での契約は不要です。
交付申請兼実績報告の際、契約を証明する書類をご提出いただく必要がありますので、
再生可能エネルギー電力メニューの契約または、導入を完了してください。



再生可能エネルギー電力メニューの契約は、個人で契約しているため、申請はどのように行えば良いか。

再生可能エネルギー電力メニューの契約を証明する申請にあたっては、
契約されてる旨を助成対象経費明細書に記載の上、再生可能エネルギー電力メニューに契約していることが分かる
書類をご提出ください。詳細は、添付資料の手引きをご確認ください。



Q&A—事前申込—



事前申込の記入内容に誤りがある場合、見積金額に変更があった場合等は、
交付申請兼実績報告時に正しい内容を提出すれば問題ないか。

交付申請兼実績報告時に正しい情報で提出いただければ問題ございません。
内容によっては、公社からご連絡を差し上げる場合もございます。
また、場合によっては取下げとなる場合もございますので、ご了承ください。



申請住戸数やエコジョーズ等の内訳、地方公共団体の補助金申請件数、再エネ電力メニューの契約住戸数が
変更になった場合、どのタイミングで変更を行えばよいか。

申請住戸数等が変更になった場合は、交付申請兼実績報告時に
正しい情報でご提出いただければ問題ございません。
変更時は、総住戸数に対して、申請住戸数が3/4以上を満たしているか、
必ずご確認ください。



Q&A—交付申請兼実績報告—



交付兼実績報告を提出してから助成金振込までの、スケジュールを知りたい。

交付兼実績報告を受け付けた順番に審査を進めております。
通常の場合、交付申請兼実績報告を受け付けてから、約3～4か月で交付決定兼額確定通知書を送付いたします。
不備がありましたら、修正依頼のご連絡を行い、不備解消後に審査を再スタートいたしますので、
4か月以上お時間を頂戴する場合もございます。
最終審査終了後、交付決定通知書を作成・発送となり、発送後1～2か月で助成金のお振込みとなります。
ただし、申請件数等、状況によって前後する可能性もございますので、ご了承ください。



交付申請兼実績報告はいつ行えばいいのか。

交付申請兼実績報告では、設置後の写真などをご提出いただく必要がございます。
そのため、工事及び工事代金の支払いが完了した後、添付書類をすべて揃えた上で申請してください。



審査とは具体的に何を行っているのか。

申請された機器が助成対象設備であることや、提出された書類が要件に合致していることを確認しています。
また、写真が流用されていないか等も確認し、必要に応じて現地調査も行います。



Q&Aー交付申請兼実績報告ー



助成対象経費とはなにか。

エコジョーズまたはエコフィールの機器費、設置工事費を指します。
既存設備の撤去・処分費用などは含まれません。



キャッシュバックキャンペーンを実施しているが、商品券の場合は問題ないか。

キャッシュバックにつきましては、原則、利用しないでください。
契約を締結するにあたり、キャッシュバックの利用を予定されている場合は、その額は助成対象者経費から除き、
契約書の内訳等にキャッシュバックの額を記載して提出してください。
※商品券、ポイント等の現金同等物での還元も同様です。



工事途中での申請者変更、施工業者の変更は可能か。

申請者の変更は、変更後の申請者が当該分譲マンションの理事長であれば可能です。
交付申請兼実績報告提出時に、変更後の申請者情報が分かる書類（本人確認書類・理事長選任時の議事録等）を
提出してください。
ただし、契約委託者は申請者と同一の必要があります。異なる場合は委任状の提出が必要です。
施工業者の変更は可能です。
（手続代行者の変更も可能ですが、メールアドレス変更等の手続きが必要になるため、クール・ネット東京までご相談ください。）



Q&A



平面図は手書きで作成したものでよいのか。

平面図は単線で簡単な手書きの図でも問題ございません。
申請住戸・既設住戸・再生可能エネルギー電力メニュー加入住戸の
識別ができるように記載してください。※細かい間取りの記載は不要です。



対象設備は何年間設置する必要があるか。

エコジョーズ・エコフィール共に6年間の設置義務がございます。
また、再エネ電力メニューの上乗せを活用した場合は、6年間の契約継続が必要です。



使用者が引っ越しなどで変更になった場合、書類の提出が必要か。

申請者は管理組合となるため、使用者の変更は問題ございません。
処分制限期間満了前に使用者個人の意思で助成対象機器を外した場合、
助成金返還などの別途手続きが必要になるため、その旨を周知徹底してください。



不備の例

【事例①】

書類に「入替工事や交換工事」、「既存設備の撤去や処分費用」などの**助成対象外**経費が記載されていることで、確認のやり取りが多くなるケースがありました。

- ▶ 助成対象および助成対象外の経費につきまして、助成金申請の手引きに詳細がございますので、必ずご確認いただいた上で申請を行ってください。

【事例②】

助成対象機器の型番（品番）や製造番号など、**必要な内容が写っていない。**
または**見切れてしまっている。不鮮明なために必要な情報を読み取れない。**
といった写真の提出が、別事業で散見されています。
写真につきましては、審査時に確認できる制度のものか、必ず確認を行ってください。

不備の例

【事例③】

提出書類として認められない**Google map等のWeb上の写真を流用**されるケースが別事業でございました。Web上の写真は提出書類として認められませんので、使用していないことを十分に確認の上、申請を行ってください。

【事例④】

契約日が事前申込を受け付けた日よりも前になっている。

- ▶ 本事業は事前申込制です。事前申込より前に契約締結、工事した案件は助成対象外です。
 - ※ 追加変更工事の契約日が事前申込以降であっても当初契約の契約日が事前申込を受け付けた日より前の場合、**助成対象外**になりますので、ご注意ください。

不備の例

【事例⑤】

助成金振込口座が申請者ではなく、手続き代行者のものが提出されている。

- ▶ 本事業の助成金は、助成事業者（申請者）へのお振込みになります。
助成事業者と同一の口座名義のものを提出してください。
助成事業者以外の方へのお振込みは一切いたしません。

提出先・お問い合わせ先

【電子申請URL】

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/bunjo-ecojf/r7>

【お問い合わせ先】

分譲マンション省エネ型給湯器導入促進事業担当

TEL : 03-5990-5086

受付時間 : 月曜日～金曜日（祝祭日及び年末年始を除く）

9:00～17:00（12:00～13:00除く）